

各都道府県宅地建物取引業法主管課長 様

大阪府府民文化部人権局人権擁護課長
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課長

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の周知・啓発について（依頼）

日頃から、本府の人権行政の推進にご協力いただきお礼申し上げます。

さて、本府では、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を昭和60年に施行しました。

本条例は、興信所・探偵社業者に対する届出や規制についての定めその他、土地調査等を行う者に対して、大阪府の区域内の土地及びその周辺地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告すること（以下「条例違反行為」という。）を規制しています。

しかしながら、近年、大阪府の区域外（以下「府外」という。）の事業者による条例違反行為が相次いで発生しており、府外の事業者に対しても条例違反行為を規制している旨の周知・啓発を行う必要があります。

つきましては、本条例の趣旨をご理解いただき、部落差別事象の発生の防止のため、貴都道府県の宅地建物取引業関係団体への周知・啓発にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、同封の啓発パンフレットについては、下記の本府ホームページに掲載しておりますので、貴都道府県等のホームページにリンクを設けていただくなど、ご活用をお願いいたします。

記

- 「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の概要や周知の取組み

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/chousajyourei/index.html>

- 啓発パンフレットのダウンロード

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/29612/00000000/panfuretto.pdf>

大阪府府民文化部人権局人権擁護課人権・同和企画グループ
担当：濱田、山根、橋本
TEL：06-6210-9282

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課宅建業指導グループ
担当：亀山、三宅
TEL：06-6941-0351（内線3082）